

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「日本国有鉄道法」を「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「次の各号に」を「次に」に、「第四号」を「第三号」に、「基いて」を「基づいて」に、「いちじるしい」を「著しい」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附則第十項中「日本国有鉄道法」を「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法」に改める。

別表第二の一の表中

国家公務員（警察予備隊、保安隊及び自衛隊を含む。）の期間並びに公共企業体、他の地方公共団体、事業団、公庫、公団又は外国政府に勤務した期間

を

国家公務員の期間及び他の地方公共団体、外国政府又は政府若しくは県の関係機関に勤務した期間

に改める。

附則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中

所長	所長

を

所長	所長
所長	所長

に、

次 所	次 所	次 所	次 所
長 長	長 長	長 長	長 長

を

に、

次 所	次 所	次 所	次 所
長 長	長 長	長 長	長 長
	所長		

を

課長	事務次長
室長	

に、

課長	事務次長
室長	事務次長



職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の母来寮の項中

(2)	(1)に掲げる職員以外の職員	一
-----	----------------	---

を

(2)	生活指導員	二
(3)	(1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	一

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中

家畜病性鑑定所	所長
蚕業指導所	所長

三種	三種
----	----

を

家畜病性鑑定所	所長	三種
---------	----	----

に改め、同表の教

育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

図書館	館長
図書館	次長（の次長）

鳥取図書館	館長
鳥取図書館	三種

を

図書館	館長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	二種
図書館	次長（鳥取図書館 の次長に限る。）	三種

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「、公共企業体」を削り、「国家公務員等退職手当法施行令」を「国家公務員退職手当法施行令」に改め、同条第三号中「同条例」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「同条例」を「条例」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同条を同条第五号とする。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号ハを削り、同号ニを同号ハとする。

第三条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に、「第五号から第七号まで」を「第五号及び第六号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

第十一条ただし書中「ときは、」の下に「その日前において、」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「日本国有鉄道」を「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条に規定する鉄道運送事業者」に改め、同項第三号中「県内陸路杆程図」を「県内陸路杆程図」に改める。

別表第三の知事の事務部局の項中

育	倉吉市及び東伯郡の区域	を	農蚕園芸課米子蚕業分室	農蚕技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	米子市、西伯郡及び日野郡の区域
			労政訓練課倉吉分室	情報収集、調査、労働教育又は公用自動車の運転	
			家畜保健衛生所	家畜伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	米子市、西伯郡及び日野郡の区域
			蚕業指導所	蚕業技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	米子市、西伯郡及び日野郡の区域

労政訓練課倉吉分室	情報収集、調査、労働教育又は公用自動車の運転
-----------	------------------------

境港郡及び日野郡の区域
-------------

家畜保健衛生所	家畜伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	管轄区域
---------	----------------------------	------

改め、警察の事務部局等の項中

人事委員会が区域別に定める区域	を	外動課鉄道警察隊	鉄道施設内における警ら、警戒又は列車警乗	任命し区域
権者が人員会と協定を定める区域	に改める。	運転免許課自動車試験場	路上試験又は公用自動車の運転	区域
委員会が定める区域		運転免許課	路上試験又は公用自動車の運転	区域

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

家畜病性鑑定所	所長
蚕業指導所	所長 次長

を

家畜病性鑑定所	所長
---------	----

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。